

# 平成 26 年版 マンガ宅建 基本書

(3615)

## 【法改正のお知らせ】

平成 26 年 7 月 25 日  
株式会社住宅新報社  
出版・企画グループ  
TEL.03-6403-7806

**【法改正による修正】** 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 26 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 26 年 10 月 19 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P291 上 9 行目（補足 1 行目）	大都市圏の都市計画区域は、必ず区域区分される。	大都市圏の都市計画区域は、原則として区域区分される。
P589 表組み右側 下 5 行目	記載金額が 3 万円未満は非課税	記載金額が 5 万円未満は非課税